

平成27年1月

お取引業者 各位

福島大学財務課

取引に関連する教育研究費等の不正使用防止対策について

昨今、税金などの公的な資金を原資とした研究費の不正使用が、社会問題として大きく取り上げられております。このような中、大学を含む各研究機関が守るべき指針となる「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(文部科学大臣決定)」が改正されました。

福島大学では、預け金(教職員が納品又は役務の提供等の事実を装って業者に書類を作成させ、大学から業者に支払いをさせ、業者に資金を預けておくこと)に代表される教育研究費の不正使用は、我が国の教育研究の推進を根底から揺るがす重大な行為であると認識しており、この度のガイドラインの改正を機に、本学の不正使用防止対策について、再度周知すること、一定の取引実績を有するお取引業者様に対して、誓約書の提出を依頼すること等の対策を実施することといたしました。これら対策の概要は次のとおりです。

【不正防止対策の概要】

福島大学の取引に関連する不正使用防止対策は、主として次の3点です

1. 事務による発注と検収の徹底
2. 誓約書の提出
3. 不正発覚時の取引停止処分

1. 事務による発注と検収の徹底

(1) 発注について

福島大学では、教員発注(教員が直接発注すること)を認めていません。

発注権限は、発注の内容に応じて事務組織のみに与えられており、その多くを財務課が有しています。

教員が情報収集のため見積書を取ることはありますが、教員には正式な発注権限はないため、教員から発注の相談を受けた際には、必ず財務課調達班に確認願います。

(2) 検収について

架空取引防止のため、納品の際は、必ず財務課調達班を経由し、検収(検品)を受けるようにしてください。

以上、上記(1)(2)の詳細につきましては、「[福島大学における発注・納品検収に関するお願い](#)」をご参照ください。

2. 誓約書の提出

一定の取引実績を有する重要なお取引業者様に対しては、不正に関与しない旨の「誓約書」の提出をお願いしております。

「誓約書」の趣旨・内容につきましては、「[誓約書](#)」をご参照ください。

3. 不正発覚時の取引停止処分

(1) 取引停止処分

不正に関与した取引業者については、「[国立大学法人福島大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項](#)」に基づき取引停止処分を行うと共に、文部科学省関係機関に対する情報提供を行います。

(2) 自己申告による減免措置

不正に関与した事実について、自己申告した場合については、2分の1を限度に取引停止期間の短縮を行う減免措置があります。

取引停止に関する規則につきましては、「[物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項](#)」をご参照ください。